

質問への回答

No.	資料名等	ページ	質問内容 (質問票の原文のまま記載しています)	対象公園 (順不同)	回答
1	共通公募要項	19	前事業年度の収支報告書及び事業報告書が完成していない場合は、令和4年度の当該書類を最新の年度のものとして捉えてよろしいでしょうか。	全公園	提出可能な最新の年度のものをご提出ください。具体的には令和4年度の収支報告書及び事業報告書の提出をお願いします。
2	共通公募要項	19	「直近3年間（事業年度）の決算書類（貸借対照表、財産目録及び損益計算書等）」について、提出日までに令和5年度の決算が確定しないと思われま。その場合は、提出可能な直近3年間分（令和2年度～令和4年度）の提出でよろしいでしょうか。	全公園	提出可能な直近3年間分の決算書類をご提出ください。具体的には令和2～4年度の決算関係書類の提出をお願いします。
3	共通公募要項	22	ウ 提案書 (ウ) その他 提案書作成時の共同事業体の呼称は、「当グループ」でよろしいでしょうか。	全公園	共同事業体で御提案をいただく場合には「当グループ」又は「当団体」と記載してください。なお、共同事業体の構成団体を表す場合には、「構成団体A、構成団体B、…」と記載してください。
4	令和6年度指定管理者募集公園及び公園施設の指定管理料上限額(年額)、利用料金見込額	—	指定管理料上限額は、昨今の物価高騰や電気料金の高騰を含めた金額となっておりますでしょうか。	横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地を含む全公園	現在の物価高騰や光熱費の高騰については、指定管理料上限額に反映していません。理由は、指定期間中に渡って現在の状態が継続するかどうかの判断ができないためです。 なお、公募要項7ページの「リスク分担」の規定に基づき、「物価変動が収支計画に多大な影響を与えるもの」については、市が別途負担することとしており、令和4及び5年度には、光熱費(電気代及びガス代)の物価高騰に伴う指定管理施設運営支援を実施しました(ただし、令和5年度は、横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地は支援対象となりませんでした。)。今後も「物価変動が収支計画に多大な影響を与えるもの」については、市内部での予算確保が前提となりますが、このリスク分担の規定に基づき必要な措置を行う予定です。
5	海の公園維持管理基本水準書	10	前回維持管理基本水準書では、親水護岸の護岸清掃及び池清掃の回数が30回/年でしたが、今回は50回/年になっているのはなぜでしょうか。	海の公園	御指摘いただいた清掃回数については、現在の管理状況と必要性を踏まえ、変更いたしました。
6	公園プール平面図(しらゆり公園)	1	管理区域に管理人室と外WCとあります。こちらは、しらゆり集会所の管理区域ではなく公園プールの管理区域という認識でよろしいでしょうか。	しらゆり公園プール(、宮沢町第二公園プール)	御指摘いただいた管理人室と外WCは公園プールの指定管理区域外になります。しらゆり公園プール平面図について記載内容に誤りがあったため訂正します。
7	公園プール平面図(しらゆり公園)	1	管理区域に塩素タンクと浄化槽とあります。こちらは現在集会所所有の物置や備品がおいてありますが、公園プールの管理区域という認識でよろしいでしょうか。	しらゆり公園プール(、宮沢町第二公園プール)	御指摘いただいた塩素タンクと浄化槽と記載のある場所については、公園プールの指定管理区域外になります。しらゆり公園プール平面図について記載内容に誤りがあったため訂正します。
8	公園プール平面図(宮沢町第二公園)	1	ホール、物置、徒渉池に面している各階段が管理区域外となっています。こちらの各階段は土木事務所の管理という認識でよろしいでしょうか。	(しらゆり公園プール、)宮沢町第二公園プール	御認識のとおり、ホール、物置、徒渉池に面している各階段は土木事務所管理になり、公園プールの指定管理区域外になります。
9	応募説明会配布資料	—	<自主事業について>の2項の「指定管理業務(利用者からの参加費等の徴収も可)」の記載について、収入支出の予算・決算は自主事業で計上するのでしょうか。	全公園	御質問いただいた2項は、「当該公園の利用促進やサービス向上を図るため、指定管理料を使って実施する業務⇒指定管理業務(利用者からの参加費等の徴収も可)」と位置付けられるものであり、自主事業ではありません。従って、収入支出の予算・決算は「自主事業」欄には計上しないでください。 2項に該当する「指定管理業務」の場合、利用者からの参加費等は、収支計画(様式24)上は「雑入及びその他雑入」欄に、収支予算書・報告書上は「雑入」又は「その他雑入」欄にて収入の計上をお願いします。

質問への回答

No.	資料名等	ページ	質問内容 (質問票の原文のまま記載しています)	対象公園 (順不同)	回答
10	共通公募要項	7	<p>※質問票による質問ではありませんが、公募要項の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>7ページ「エ 修繕等」の記載誤りの訂正</p>	横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地	<p>共通公募要項について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・7ページ「エ 修繕等」1行目～5行目</p> <p>(修正前) 施設、設備及び備品等の修繕等については、1か所1件あたり税込100万円を超えるもの(※公園プールは1か所1件あたり税込30万円を超えるもの)については市が自己の責任及び費用において実施するものとし、1か所1件あたり税込100万円未満(※公園プールは1か所1件あたり税込30万円未満)のものについては、年間の合計金額が別紙「指定管理料上限額」で示す修繕費の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。</p> <p>(修正後) 施設、設備及び備品等の修繕等については、海の公園は1か所1件あたり税込100万円を超えるもの、横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地は1か所1件あたり税込50万円を超えるもの、公園プールは1か所1件あたり税込30万円を超えるものについては、市が自己の責任及び費用において実施するものとし、海の公園は1か所1件あたり税込100万円未満、横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地は1か所1件あたり税込50万円未満、公園プールは1か所1件あたり税込30万円未満のものについては、年間の合計金額が別紙「指定管理料上限額」で示す修繕費の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。</p>
11	共通公募要項	8	<p>※質問票による質問ではありませんが、公募要項の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>8ページ「(5)リスク分担」の項目「施設等の損傷及び修繕」の「それ以外のもの(上段:1件あたり、下段:年間合計。税込。)」の「指定管理者(負担限度付)」欄の記載誤りの訂正</p>	横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地	<p>共通公募要項について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・8ページ「(5)リスク分担」の項目「施設等の損傷及び修繕」の「それ以外のもの(上段:1件あたり、下段:年間合計。税込。)」の「指定管理者(負担限度付)」欄の訂正</p> <p>(修正前) ・公園プール:30万円未満 ・その他:100万円未満</p> <p>(修正後) ・公園プール:30万円未満 ・横浜市こども植物園、横浜市児童遊園地:50万円未満 ・海の公園:100万円未満</p>
12	共通公募要項	8	<p>※質問票による質問ではありませんが、公募要項の記載について、一部削除します。</p> <p>8ページ「(5)リスク分担」の項目「市会議決」の行全体を指定管理者管理運営ガイドラインの改訂に伴い削除</p>	全公園	<p>公募要項について、次の部分を削除します。</p> <p>・8ページ「(5)リスク分担」の項目「市会議決」の行全体を削除 (削除理由:指定管理者管理運営ガイドライン(第17版)の改訂に伴う項目の見直し)</p>
13	共通公募要項	18	<p>※質問票による質問ではありませんが、公募要項の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>18ページ「キ 応募書類の受付 (ア)応募書類」の記載誤りの訂正</p>	全公園	<p>共通公募要項について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・18ページ「キ 応募書類の受付 (ア) 応募書類」</p> <p>(修正前)「5(5) 応募手続きについて」を参照 (修正後)「5(4) 応募手続きについて」を参照</p>
14	共通管理業務仕様書	17	<p>※質問票による質問ではありませんが、共通管理業務仕様書の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>17ページ「10 その他の業務 (1)各種報告書等の作成・提出 イ 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の提出 (イ)」の表中の記載誤りの訂正</p>	全公園	<p>共通管理業務仕様書について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・17ページ「10 その他の業務 (1) 各種報告書等の作成・提出 イ 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の提出 (イ)」の表中「提出期限」欄(※「月報」と「四半期報告書」の2か所)</p> <p>(修正前) 翌月30日まで (修正後) 翌月末日まで</p>

質問への回答

No.	資料名等	ページ	質問内容 (質問票の原文のまま記載しています)	対象公園 (順不同)	回答
15	共通管理業務仕様書	20	<p>※質問票による質問ではありませんが、共通管理業務仕様書の記載について、一部修正します。</p> <p>20ページ「シ 個人情報の保護について」の記載内容を、指定管理者管理運営ガイドラインの改訂に伴い修正</p>	全公園	<p>共通管理業務仕様書について、次のとおり修正します。</p> <p>・20ページ「シ 個人情報の保護について」7行目～21ページ3行目 (修正理由:指定管理者管理運営ガイドライン(第17版)の改訂に伴う内容の見直し)</p> <p>(修正前)また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「〇〇〇〇(←公園及び公園施設の名称)保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。</p> <p>(修正後)また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す最新の「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「〇〇〇〇(←公園及び公園施設の名称)保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応しなければなりません。</p>
16	共通管理業務仕様書	23	<p>※質問票による質問ではありませんが、共通管理業務仕様書の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>23ページ「(その他)指定管理者に求める報告内容 1 月報 (1)」の記載誤りの訂正</p>	全公園	<p>共通管理業務仕様書について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・23ページ「(その他)指定管理者に求める報告内容 1 月報 (1)」</p> <p>(修正前)(1) 提出期限は翌月30日まで (修正後)(1) 提出期限は翌月末日まで</p>
17	共通管理業務仕様書	23	<p>※質問票による質問ではありませんが、共通管理業務仕様書の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>23ページ「(その他)指定管理者に求める報告内容 2 四半期報 (1)」の記載誤りの訂正</p>	全公園	<p>共通管理業務仕様書について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・23ページ「(その他)指定管理者に求める報告内容 2 四半期報 (1)」</p> <p>(修正前)(1) 提出期限は四半期終了後翌月30日まで (修正後)(1) 提出期限は四半期終了後翌月末日まで</p>
18	維持管理基本水準書	1	<p>※質問票による質問ではありませんが、維持管理基本水準書の記載内容の誤りについて、一部訂正します。</p> <p>1ページ「■基礎データ 公開年月日」の記載誤りの訂正</p>	海の公園	<p>維持管理基本水準書について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。</p> <p>・1ページ「■基礎データ 公開年月日」</p> <p>(修正前)昭和54年7月2日 (修正後)昭和63年7月2日</p>
19	【参考資料】維持保全の手引	—	<p>※質問票による質問ではありませんが、参考資料の差替えを行います。</p> <p>【参考】維持保全の手引(令和5年4月 建築局保全推進課)を、最新版(令和6年4月 建築局保全推進課他)に差替え</p>	全公園	<p>【参考】維持保全の手引(令和5年4月 建築局保全推進課)を、最新版(令和6年4月版)に差し替えます。</p> <p>(差替え前)【参考】維持保全の手引(令和5年4月 建築局保全推進課) (差替え後)【参考】維持保全の手引(令和6年4月 建築局保全推進課他)</p>
20	【参考資料】施設管理者点検マニュアル	—	<p>※質問票による質問ではありませんが、参考資料の差替えを行います。</p> <p>【参考】施設管理者点検マニュアル(令和5年度版 建築局保全推進課)を、最新版(令和6年度版 建築局保全推進課)に差替え</p>	全公園	<p>【参考】施設管理者点検マニュアル(令和5年度版 建築局保全推進課)を、最新版(令和6年度版 建築局保全推進課)に差し替えます。</p> <p>(差替え前)【参考】施設管理者点検マニュアル(令和5年度版 建築局保全推進課) (差替え後)【参考】施設管理者点検マニュアル(令和6年度版 建築局保全推進課)</p>
21	【参考資料】指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	—	<p>※質問票による質問ではありませんが、参考資料の差替えを行います。</p> <p>【参考】指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き(令和5年3月版)を、最新版(令和6年3月版)に差替え</p>	全公園	<p>【参考】指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き(令和5年3月)を、最新版(令和6年3月)に差し替えます。</p> <p>(差替え前)【参考】指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き(令和5年3月) (差替え後)【参考】指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き(令和6年3月)</p>